

株式会社さくら都市総合研究所

清水 秀幸
席 員
主 研究員



18 農業の実態と都市政策の将来

以上のように、今の日本の農業、そしてこれからの農業の未来を語るうえで、現状の課題を列挙しはじめると枚挙にいとまがない。したがって、将来の農業や農家について明るい未来を想像することは、そうたやすいものではないことが見て取れる。

しからば、それらの状況―農業や農家の置かれている立場―を踏まえ、本章冒頭で述べたように、農家個々の所有する資産（本章で述べる資産とは、個々に所有する田畑をいう）の将来的担保はどうあるべきなのか。

離農により発生する

耕作放棄地やその遊休地が、アパート経営やレストラン、工場や事務所に転用して、簡単に活用できないのはなぜか、これらの基本的仕組みについて考えてみたい。

そもそも、農地と格付けされた土地というもの、国の定める法律によって簡単に転用不能な縛られたものとなっている。

では、農地を縛る法律とは何か。今日に至るまで各時代に適用すべく多くの改正事項があったとはいえ、その根幹をなす代表的法律は、1952年7月に成立した「農地法」にある。

農地法の本来の生みの親は、戦後のGHQであり、保守化した農村を共産主義の進攻から守ろうとしたところにその成立の端を発する。

そして、それを醸成し育てたのは、後に第59代内閣総理大臣となる池田勇人であり、彼の強く、そして周到な働きかけにより成立したのが農地法なのだ。

簡単にいうと、彼は農地法をもって農家の保守化を誘導し、農協組織を立ち上げること、で自民党（当時は自由党）の集票地盤を確固

として強力なものにし、のちに同党政権下における最大規模の支援母体を構築し、圧力団体に育て上げた立役者なのである。

つまり、農地法の根源は、強固にして盤石な同党の長期政権を維持するための「政治媒体の要（かなめ）」の役割を果たすために制定されたのである。

農地法の資する目的は、同法第一条をご覧いただくことで理解できる。

本文の条下には「農地を農地以外の用に供することを規制」し、「農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずる」という農地そのものの定義とともに、縛りをかけた表現が明確になされている。（続く）

清水 秀幸氏（しみず ひでゆき）1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒。2013年6月株式会社守谷商會役員を退任し、同年7月株式会社さくら都市総合研究所を設立。長野市都市計画審議会専門委員、同市文化芸術審議会、観光振興審議会各委員、その他各自治体の審議員等兼任。現在、同研究所主席研究員。